

北中学校だより

楓

(かえで)

令和7年7月14日(月)

第22号 東金市立北中学校

〒283-0803 東金市日吉台 1-20

TEL 0475-50-2288

発行者：校長 久我 和廣

学校教育目標

創 【未来を拓く】

～輝く瞳、笑顔とあいさつ、光る汗～
めざす生徒像

「考え、行動し、夢をもって成長する」生徒

- (1) 学び合い、高め合う生徒⇒輝く瞳・・・(知)
- (2) 認め合う、心豊かな生徒⇒笑顔とあいさつ・・・(徳)
- (3) 心身共に健康な、たくましい生徒⇒光る汗・・・(体)

校訓 自分らしさと光らせて

めざす学校像

- (1) 学力向上に努める学校
- (2) あいさつと歌声が響く学校
- (3) 安全で安心してすごせる学校
- (4) 地域とともに歩み、信頼される学校



交通安全について

近年、県内の自転車による交通事故は被害者だけではなく、加害者となるケースも増加しています。

学校でも適宜、指導しておりますが、ご家庭においても下記の資料を参考にお話ください。なお、7月10日(木)～19日(土)まで、夏の交通安全運動となっています。



ちばサイクルルール

(自転車に乗る時のルール)

1 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて車道の左側に寄って通行します。右側通行は大変危険です。

2 歩いている人を優先しよう

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通行するときは、車道寄りを通行しましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。



3 ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などのながら運転は危険です。法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。



4 交差点では安全確認をしよう

自転車の事故の半分以上が交差点で発生しています。交差点を渡るときは、信号や標識に従うのはもちろん、徐行や一時停止をして、周囲の安全を十分確かめましょう。見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。



5 夕方からライトをつけよう

自転車のライト(前照灯)は、前方を照らすだけでなく、車などに自転車がいることを知らせるためのものでもあります。自転車から車はよく見えますが、車の運転者から自転車が必ず見えているとは限りません。特に、夕暮れ時は事故が起きやすくなるので早めにライトを点灯しましょう。

(※自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。)

令和6年11月1日道路交通法改正により

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されています。(中学生に関わる内容のみ掲載)

自転車の運転中における携帯電話使用等に関する罰則(運転中のながらスマホ)

スマートフォンなどを手に保持する行為は、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

違反者

6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

